

ファンドの費用

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、純資産総額に年0.22% (税抜0.20%) を乗じた額を計上します。</p> <p>毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</p>		<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
内訳 (税抜)	委託会社	年 0.10%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年 0.08%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年 0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用 ・手数料	<p>監査費用は、毎日、純資産総額に年 0.0033% (税抜 0.003%) を乗じた額を計上します。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</p> <p>監査費用は、監査法人等に支払うファンドの財務諸表の監査に要する費用です。</p>		
	<p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等は、その都度信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		

※ファンドの費用等の合計額は投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

